

労働者組合の組織と活動

労働者組合の組織と活動は、労働者の利益を保護し、労働条件の改善を期すものである。労働者組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。労働者組合の組織は、労働者の職業別、産業別、地域別などに分かれる。労働者組合の活動は、労働者の権利の擁護、労働条件の改善、労働者の教育、労働者の福利の増進などである。労働者組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。労働者組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。労働者組合の組織は、労働者の職業別、産業別、地域別などに分かれる。労働者組合の活動は、労働者の権利の擁護、労働条件の改善、労働者の教育、労働者の福利の増進などである。労働者組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。

労働者組合の組織と活動は、労働者の利益を保護し、労働条件の改善を期すものである。労働者組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。労働者組合の組織は、労働者の職業別、産業別、地域別などに分かれる。労働者組合の活動は、労働者の権利の擁護、労働条件の改善、労働者の教育、労働者の福利の増進などである。労働者組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。

労働者組合の組織と活動 (草案)

第一章 総則
 第二章 組合の組織
 第三章 組合の活動
 第四章 労働条件の改善
 第五章 労働者の福利
 第六章 附則

第一章 総則
 第一条 本組合は、労働者の利益を保護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。
 第二条 本組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。
 第三条 本組合は、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。
 第四条 本組合は、労働者の福利を増進し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

第二章 組合の組織
 第五条 本組合は、労働者の職業別、産業別、地域別に組織される。
 第六条 本組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。
 第七条 本組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。
 第八条 本組合は、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。
 第九条 本組合は、労働者の福利を増進し、労働者の生活を向上させることを目的とする。

第三章 組合の活動
 第十条 本組合は、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。
 第十一条 本組合は、労働者の福利を増進し、労働者の生活を向上させることを目的とする。
 第十二条 本組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。
 第十三条 本組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。

第十四条 本組合は、労働者の利益を代表し、労働者の利益を保護するものである。
 第十五条 本組合は、労働者の団結を促進し、労働力の増強を図ることを目的とする。
 第十六条 本組合は、労働者の権利を擁護し、労働条件の改善を期すことを目的とする。
 第十七条 本組合は、労働者の福利を増進し、労働者の生活を向上させることを目的とする。